

緊急事態宣言中の取組のお願いについて

(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室ホームページより抜粋)

【緊急事態宣言の期間中、以下の取組をお願いしています。】

(1) 外出・移動

- 住民の皆様には、不要不急の外出や移動について、感染拡大予防のため、自粛を要請します。
- 飲食による感染リスクが高い場면을回避する各種の対策を行います。これらの対策の実効性を高めるため、日中も含めた外出自粛の徹底をお願いします。
- 出勤や通院、散歩など、生活や健康の維持に必要な外出・移動は除かれます。

(2) イベントなどの開催

- 不特定多数が集まるようなイベントは、人と人との接触機会が多いこと、飲食につながる場合が多いことなどから、特別な対応が必要です。開催者の皆様には、規模などの要件に沿った開催を要請いたします。
- 人数の上限や、収容率、飲食の制限等が要件となります。

(3) 施設の使用

- 専門家による分析の結果、飲食はマスクを外したりして感染リスクが高く、感染拡大の主な起点であるとされています。感染経路が不明のものでも、その多くは飲食経由であるとの専門家の見解もあります。
- 飲食店やカラオケボックスなどへ、営業時間の短縮（営業は 20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで）を要請いたします。
- 政府は、対象都府県が時短要請を行う場合に支払う「協力金」について支援します（月 30 日換算 120 万円→180 万円へ引き上げ）。
- また、遊技場や大規模な店舗などに対しても、飲食店と同様の働きかけ（営業は 20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで）を行います。また、遊技場や劇場、映画館などに対しても、人数の上限や収容率の要件を守るように働きかけを行います。

(4) テレワーク

- 職場への出勤自体は、自粛要請の対象ではありませんが、対策の実効性を高めるための環境づくりとして、人と人の接触機会を減らすことは大変重要です。
- そのため、「出勤者数の 7 割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務、時差通勤などを、政府や対象都府県として、事業者の皆さんにお願いします。
- また、20 時以降の外出自粛のため、事業継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務抑制をお願いします。